

第7回「磯辺地区」学校適正配置地元代表協議会資料

学校適正配置に伴う高浜第二小学校区の中学校区の取り扱いについて

学校適正配置に伴う高浜第二小学校区の中学校区の取り扱いについては、既に「地元代表協議会」の中で説明してきておりますが、誤解が生ずることがないように、下記のとおり示しましたので、ご了承ください。

記

- 1 高浜第二小学校と高浜地区の小学校との統合等が成立した場合、統合新設校の中学校区は、高浜中学校区とします。

- 2 統合新設校開校時に、
 - (1) 高浜第二小学校区内から通学する1年生から6年生のお子様については、希望をすれば、従来どおり磯辺第二中学校（又は磯辺地区の統合中学校）への進学を承認するものとします。
 - (2) 高浜第二小学校区内から今後進学する未就学のお子様については、要望を踏まえ、個別に対応するものとします。

平成21年2月23日

千葉市教育委員会